

平成23年度

## 子ども若者育成・子育て支援功労者表彰、社会貢献青少年表彰の選考に関して

選考委員長 佐藤博樹（東京大学大学院情報学環教授）

「子ども若者育成・子育て支援功労者表彰」では、子ども・若者育成支援部門と子育て・家族支援部門の各部門毎に内閣総理大臣表彰や内閣府特命担当大臣表彰の選考を、また「社会貢献青少年表彰」では内閣府特命担当大臣表彰の選考を行いました。

子ども・若者育成支援部門では、48団体と35名の個人が、子育て・家族支援部門では3企業、30団体と4名の個人が、都道府県や政令指定都市、府省からその活動が推薦され、その中から前者では13団体と5名が、後者では2企業、11団体と2名が表彰されました。

「社会貢献青少年表彰」では、18団体と6名の個人が推薦され、11団体と2名が表彰されました。

子ども・若者育成支援部門では「すべての子ども・若者の健やかな成長を支援」と「困難を有する子ども・若者や家族を支援」の活動領域を、子育て・家族支援部門では「多様なネットワークで子育て力のある社会」と「男性も女性も仕事と生活が調和できる社会」の活動領域を選考の対象として取り上げました。

選考基準として①独創性・先駆性(他のモデルになる、ユニークであるなど)、②地域との連携(コミュニティの再生に貢献するなど)、③利用者の視点(多様な利用者の視点を重視するなど)、④波及・将来性(他の団体への普及が期待できるなど)、⑤継続性(実績や継続の工夫など)の5つを設定し、活動内容を総合的に評価し、その結果に基づいて表彰対象を厳正に選定しました。

表彰対象とならなかった団体や個人にも優れた活動実績があるものが多く見られました。そうした優れた活動を行っている団体や個人については、他団体の活動の参考としたり、活動内容を広く社会に広報したりすることを目的として、チャイルド・ユースサポート章として選定しています。表彰の対象となった団体や個人の活動に加えて、こうした団体や個人の活動内容が内閣府のホームページで紹介されますので、是非、多くの方にご覧いただければと思います。

それぞれの団体や個人は、これまでの活動をさらに充実させ、子ども・若者育成支援や子育て・家族支援の活動及び青少年の社会貢献の活動を継続されることや、他の多くの団体がこうした活動を参考にされることを期待しています。